

愛知県自然公園内許可・届出等移譲事務交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛知県事務処理特例条例(平成11年愛知県条例第55号。以下「条例」という。)別表第5の1の項、2の項及び6の項に掲げる事務(以下「移譲事務」という。)に要する経費として交付する、自然公園内許可・届出等移譲事務交付金(以下「交付金」という。)について必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 交付対象者は、移譲事務を処理する市町村とする。

(交付金の算定)

第3条 市町村に対する交付金の額は、毎年度予算の範囲内において固定経費4,000円と前年度における移譲事務のうち申請書等の受付件数に250円を乗じて得た額の合計額とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数がある場合は、その額を四捨五入するものとする。

(交付金の決定及び交付時期)

第4条 市町村権限移譲交付金交付要綱の第4の規定による。

附 則

この要綱は、平成13年12月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。